

福岡市公報

令和 8 年 3 月 30 日 第7223号(別冊12)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目 次	ページ
○福岡市消防本部組織規則の一部改正 (第33号)	1
○福岡市消防団員服制の一部改正 (第34号)	2
消 防 局	
○福岡市消防本部処務規程の一部改正 (訓令甲第 5 号)	5
○福岡市消防署処務規程の一部改正 (訓令甲第 6 号)	6
○福岡市消防職員人事異動取扱規程の一部改正 (訓令甲第 7 号)	8

規 則

福岡市消防本部組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第33号

福岡市消防本部組織規則の一部を改正する規則

福岡市消防本部組織規則 (昭和38年福岡市規則第51号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「整備第 4 係」を「整備第 4 係
整備第 5 係」に改める。

第 3 条管理課の分掌事務第 2 号中「取得、管理」を「管理」に改める。

第 8 条の見出しを「(特命担当の部長、特命担当の課長及び主査)」に改め、同条第 1 項中「掲げる」の次に「本部、部又は」を加え、「特命担当の課長」を「同表に掲げる特命事項に係る事務を処理する特命担当の部長、特命担当の課長」に改め、同条第 4 項中「特命担当の課長」を「特命担当の部長又は特命担当の課長」に、「係」を「課、係」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「特命担当の課長」を「特命担当の部長、特命担当の課長」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「特命担当の課長」を「特命担当の部長、特命担当の課長」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、特に必要なときは、本部、部又は課に特命担当の部長、特

命担当の課長又は主査を置く。

別表第1を次のように改める。

別表第1

1 特命担当の部長

所属	特命事項	数
本部	安全推進	1

2 特命担当の課長

所属	特命事項	数
本部	安全推進	1
総務部	総務課	1
	管理課	1
警防部	消防航空隊	1

3 主査

所属	特命事項	数
本部	安全推進	1
総務部	総務課	1
	管理課	1
情報指令部	情報管理課	1

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

福岡市消防団員服制の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第34号

福岡市消防団員服制の一部を改正する規則

福岡市消防団員服制（昭和40年福岡市規則第38号）の一部を次のように改正する。

別表作業上衣の部及び作業ズボンの部を次のように改める。

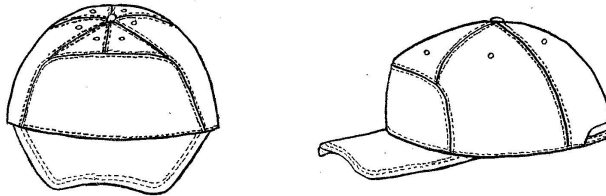
地 質	紺色の合成繊維又は綿と化学繊維の混紡の織物とし、胸囲及びそでにオレンジ色を配する。
-----	---

活動上衣	製式	えり	台襟付きシャツカラー
		前面	ファスナー式とし、胸部左右にふたのあるポケット各1個をつける。左胸部に「福岡市消防団」の文字を配する。形状は、図のとおりとする。
		後面	上部に「福岡市消防団」の文字を配する。形状は、図のとおりとする。
		そで	長そでとする。
活動ズボン	エンブレム	金色及び白色刺しゅう製桜を金色刺しゅう製月桂樹で抱ようし、その上部右に赤色の、上部左に金色の、下部に白色の文字をそれぞれ配する。 地台は金色で縁取りした濃紺色とする。 エンブレムは、左上腕部につける。 形状及び寸法は、図のとおりとする。	
	地質	紺色の合成繊維又は綿と化学繊維の混紡の織物とし、ポケットにオレンジ色を配する。	
	製式	長ズボンとし、両腿側部及び右後腰部に各1個のポケットをつける。 形状は、図のとおりとする。	

別表階級章の部団長の項中「作業上衣」を「活動上衣」に改める。

別表図略帽の部分を次のように改める。

略 帽



き 章



別表図作業衣の部分及び作業ズボンの部分を次のように改める。

活動上衣

前 面



後 面

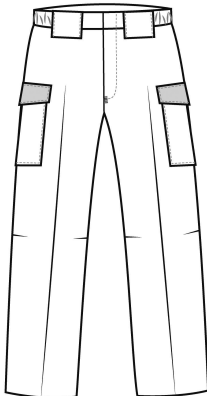


エンブレム

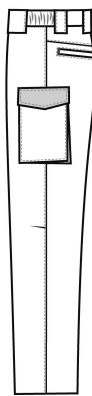


活動ズボン

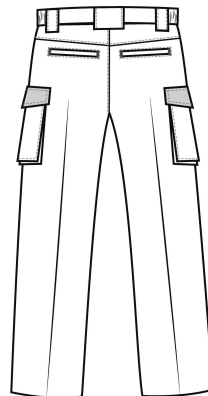
前 面



側 面



後 面



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

消 防 局

福岡市消防局訓令第5号

福岡市消防本部処務規程（平成18年福岡市消防局訓令第16号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月30日

福岡市消防局長 牧 田 哲 治

第1条の2中「第6号まで、第8号、第10号及び第11号」を「第7号まで、第9号及び第10号」に改め、同条第4号中「、様式第1号の2」を削る。

第9条の見出し中「各システム」を「システム等」に改め、同条中「文書管理システム、財務会計システム及び庶務管理システム（以下「各システム」という。）」を「システム等」に改める。

第12条第1項、第2項第3号及び第4項第4号中「各システム」を「システム等」に改める。

第14条の見出し中「文書及び財務システム」を「文書管理システム」に改め、同条中「文書及び財務システム」を「文書管理システム」に改め、「（第1号及び第3号の管理簿にあっては文書管理システムに、第2号の管理簿にあっては財務会計システムに限る。）」を削り、同条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第17条第1項第1号中「軽易な」を削り、同項第3号中「配布すべき」を「、配布すべき」に改める。

第20条第3項第2号中「案内等その内容が軽易な」を「案内その他これらに類する」に改める。

第23条第2項第5号中「文書及び財務システム」を「システム等」に改め、同条第3項第2号中「起案用紙（様式第1号の2に限る。）」を「会計室会計管理課長が定める様式」に改め、同号ア中「その他の」次に「会計室」を、「審査課長」の次に「（以下「審査課長」という。）」を加え、同項第4号中「軽易な」を「定型的な」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) その他電子情報処理システムの管理者が定めている場合（前2号に掲げる場合を除く。） 当該様式による起案

第23条第5項第1号中「起案用紙」を「第3項第1号に定める方法」に、「文書及び財務システム」を「文書管理システム」に改め、同項第2号中「特定の様式による起案及び簡易起案」を「第3項第2号から第5号までの規定に定める方法による起案」に改める。

第28条第1項第1号及び第2項第1号中「文書及び財務システムに」を削る。

第29条中「文書及び財務システム」を「システム等」に改め、同条第1号中「軽易な」を「簡易起案による」に改める。

第32条第1項ただし書中「軽易なものについて」を「当該公文書の性質及び内容により文書管理者がその必要性がないと判断する場合」に改める。

第40条第1項中「文書管理システムにより」を削り、「同システムに完結日を記録するとともに、次条第1項に規定する文書ファイルに綴じ込まなければ」を「次に定めるところにより処理をしなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 文書管理システムにより電子決裁を行った公文書が完結したときは、同システムに完結日を記録するとともに、次条第1項に規定する文書ファイルに綴じ込むこと。
- (2) その他電子情報処理システムにより電子決裁を行った公文書が完結したときは、次条第1項に規定する文書ファイルに綴じ込むこと。ただし、これにより難しい場合は、当該文書ファイルに保存場所を記録するものとする。

第40条第2項を削り、同条第3項第5号中「及び様式第1号の2」を削り、「前2項」を「前項第1号」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第41条中「文書及び財務システム」を「文書管理システム」に改める。

第44条第1項中「財務会計システムに記録された電磁的記録にあつては会計管理課長が、庶務管理システムに記録された電磁的記録にあつては人事課長が」を「その他電子情報処理システムに記録された電磁的記録にあつては当該電子情報処理システムの管理者が」に、「各システム」を「システム等」に改める。

第55条第2項中「各システム」を「システム等」に、「それぞれのシステム」を「それぞれのシステム等」に改める。

第57条中「各システム」を「システム等」改める。

別記様式第1号の2を次のように改める。

様式第1号の2 削除

福岡市消防局訓令甲第6号

福岡市消防署処務規程（平成18年福岡市消防局訓令甲第17号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月30日

福岡市消防局長 牧 田 哲 治

第2条中「第6号まで、第8号、第10号及び第11号まで」を「第7号まで、第9号及び第10号まで」に改め、同条第3号中「及び様式第2号」を削る。

第40条の見出し中「各システム」を「システム等」に改め、同条中「文書管理システム、財務会計システム及び庶務管理システム（以下「各システム」という。）」を「システム等」に改める。

第43条第1項及び第2項第3号中「各システム」を「システム等」に改める。

第44条の見出し中「文書及び財務システム」を「文書管理システム」に改め、同条中「文書及び財務システム」を「文書管理システム」に改め、「(第1号及び第3号の管理簿にあっては文書管理システムに、第2号の管理簿にあっては財務会計システムに限る。)」を削り、同条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第47条第1項第1号中「軽易な」を削る。

第50条第3項第2号中「案内等その内容が軽易な」を「案内その他これらに類する」に改める。

第52条第2項第5号中「文書及び財務システム」を「システム等」に改め、同条第3項第2号中「起案用紙(様式第2号に限る。)」を「会計室会計管理課長が定める様式」に改め、同号ア中「その他の」の次に「会計室」を、「審査課長」の次に「(以下「審査課長」という。)」を加え、同項第4号中「軽易な」を「定型的な」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) その他電子情報処理システムの管理者が様式を定めている場合(前2号に掲げる場合を除く。) 当該様式による起案

第52条第5項第1号中「起案用紙」を「第3項第1号に定める方法」に、「文書及び財務システム」を「文書管理システム」に改め、同項第2号中「特定の様式による起案及び簡易起案」を「第3項第2号から第5号までの規定に定める方法による起案」に改める。

第57条第1項第1号及び第2項第1号中「文書及び財務システムに」を削る。

第58条中「文書及び財務システム」を「システム等」に改め、同条第1号中「軽易な」を「簡易起案による」に改める。

第61条第1項ただし書中「軽易なものについて」を「当該公文書の性質及び内容により文書管理者がその必要がないと判断する場合」に改める。

第68条第1項中「文書管理システムにより」を削り、「同システムに完結日を記録するとともに、次条第1項に規定する文書ファイルに綴じ込まなければ」を「次に定めるところにより処理をしなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 文書管理システムにより電子決裁を行った公文書が完結したときは、同システムに完結日を記録するとともに、次条第1項に規定する文書ファイルに綴じ込むこと。

(2) その他電子情報処理システムにより電子決裁を行った公文書が完結したときは、次条第1項に規定する文書ファイルに綴じ込むこと。ただし、これにより難い場合は、当該文書ファイルに保存場所を記録するものとする。

第68条第2項を削り、同条第3項第5号中「及び様式第2号」を削り、「前2項」を「前項第1号」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第69条中「文書及び財務システム」を「文書管理システム」に改める。

第72条第1項中「財務会計システムに記録された電磁的記録にあっては会計管理課長が、

庶務管理システムに記録された電磁的記録にあつては人事課長が」を「その他電子情報処理システムに記録された電磁的記録にあつては当該電子情報処理システムの管理者が」に、「各システム」を「システム等」に改める。

第82条第2項中「各システム」を「システム等」に、「それぞれのシステム」を「それぞれのシステム等」に改める。

第84条中「各システム」を「システム等」に改める。

別記様式第2号を次のように改める。

様式第2号 削除

福岡市消防局訓令甲第7号

福岡市消防職員人事異動取扱規程（昭和60年福岡市消防局訓令甲第5号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月30日

福岡市消防局長 牧 田 哲 治

第2条第1項を次のように改める。

職員の異動を行う場合には、異動に係る職員ごとに辞令書（別記様式）を作成し、当該職員に交付するものとする。この場合において、市長事務部局（総務企画局人事部労務課長及び職員共済課長）における当該職員の管理上必要な情報を、市長事務部局と共有するものとする。